

豊後高田商工会議所会館管理規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規約は、豊後高田商工会議所会館（以下「会館」という）の管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び所在地)

第2条 施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 豊後高田商工会議所会館
- (2) 所在地 大分県豊後高田市新町986番地2

第2章 管 理

(管理の分掌)

第3条 会館の管理は、専務理事が統轄する。

- 2 専務理事は、各室ごとに管理責任者を定めなければならない。

(管理人)

第4条 商工会議所は、会館の管理に従事させるため管理人を置くことができる。

(管理業務の委託)

第5条 商工会議所は、必要に応じて会館管理業務の一部を専門的技能を有する者に委託することができる。

(会館の開閉)

第6条 会館の開閉、休館日等の日時は、次の通りとする。

会 館 午前8時30分

閉 館 午後5時

休 館 休、祝祭日及び、8月13日・14日・15日
年末、年始（12月29日から1月3日まで）

- 2 止むを得ない事由により、前項に定める日時外に開閉する必要があるときは、予め事務局へ申し出て、その承認を得なければならない。

第3章 施設の使用

(施設の使用)

第7条 商工会議所は、会館施設の一部を一般の使用に供することができる。

(手 続)

第8条 会館施設の使用を希望する場合は、会館使用申込み書によって申込みものとする。

(使用料の徴収)

第9条 商工会議所は、会館施設の使用を承認した場合は、申込者から使用料を徴収する。

- 1 承認後、申込者が自己の都合により、使用を中止しても、一旦納付した料金は、返却しない。
- 2 使用料は、別表に定めるとおりとする。

第10条 専務理事が特別の事由があると認めるときは、使用料を免除することができる。但し、原則として、別紙団体は免除するものとする。

(使用の禁止)

第11条 申請内容が、次の各号の一つに該当する場合は、商工会議所は使用を禁止する。

1. 公の秩序又は、善良な風紀を乱すおそれがあるとき。
2. 危険物を使用し、災害発生のおそれがあるとき。
3. 宗教もしくは政治を目的とする行為であるとき、または類似する行為であると認められるとき。ただし、商工会議所等が主催する座談会、会議等についてはこの限りではない。
4. その他専務理事が適当でないと認めるとき。

(使用承認の取消し)

第12条 使用を承認した後に、前条の禁止事項に該当すると認められた場合は使用の承認を取消すものとする。

(原状復帰)

第13条 会館施設を使用した場合は、使用后直ちに原状へ復帰せしめなければならない。また建物、施設、設備、備品、器具等を汚損、損傷、滅失した場合は、その損害を弁償しなければならない。

(その他の使用)

第14条 商工会議所の内部団体、関連団体が使用する場合に於いては、担当職員が責任をもって使用させること。(使用届を提出のこと)

- 2 商工会議所職員が時間外に使用する場合は、予め使用届を提出し、管理者の承認を得た後に使用すること。
- 3 上記、2の使用において、商工会議所に損失を与えた場合、使用者において弁償しなければならない。

附 則

この規約は、昭和56年1月20日から施行する。

附 則

第6条の改正は、平成16年5月7日から施行する。

附 則

第2条、第11条の改正は、平成17年9月27日から施行する。

附 則

第10条の改正は、平成22年3月12日から施行する。

